# 施設カルテ

番号 (4)-3 名称 いちょう公園テニスコートクラブハウス 分類 スポーツ施設

### 【施設概要】

所 在 地	東下谷地115番548(いちょう公園敷地内)						
所 管 課	社会教育・体	育課					
設置根拠法令	おいらせ町公	·園条例					
管理運営形態	直営	指定管理	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		_		
土地	所有形態	町	敷地面	面積	10, 536	m	
	所有形態	町	延床面	面積	39	m²	
	築年月	Н 11	年 10	月	1999	年	A STATE OF THE STA
	法定耐用年数	15 年	経過年	F数	24 年		
建物	構造 木造						
	地上 1	階避	難所指定	t 指定	主なし		アスベスト対応 無し
	地下 -	- 階 P	CB対応	は無い	L		バリアフリー対応 非対応
	収容人員		人貸	出可負	<b></b> 上単位数		単位

## 【利用状況】

区	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用人数(人)		7, 990	8, 181	5, 727	0	4, 560
年間開館日数(日)		229	229	229	0	219
利用単位数(単位)						
開館日あたり平均利用人数(人/日)		35	36	25	0	21
稼働率(%)						

【経費状況】 (単位:千円)

	X	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	施設使用料		0	0	0	0	0
収	コピー機・公衆を	電話・自動販売機	0	0	0	0	0
入	その他		0	0	0	0	0
	合計		0	0	0	0	0
	光熱水費		0	0	0	0	0
	修繕費		0	0	0	0	0
支	委託料		0	0	0	0	0
	指定管理料	1	0	0	0	0	0
出	工事費		0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0
	合計		0	0	0	0	0
	収	支	0	0	0	0	0

## 【コスト状況】

X	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者あたり	(円/人)	0	0	0		0
床面積あたり	(円/m²)	0	0	0	0	0
開館日あたり	(円/日)	0	0	0		0
人口あたり(円	3/人)	0	0	0	0	0

#### 【施設の状態】

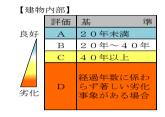
屋根屋上	外壁	建具	内装	給排水 衛生	ガス	空調 換気	照明	スイッチ コンセント	分電盤 受変電盤	外構
A	В	С	A			В	A	A	A	

#### 劣化状況の概要

の考え方

施設の外観において、大きな劣化はなく概ね良好である。ただし、建具においてガラスのひび割れ及び換気 扇の動作異音が確認される。

【評価	基準】	
	評価	基準
良好	Α	・概ね良好な状態。
	В	<ul><li>・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく 経過観察でよい状態。</li><li>・清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい 状態。</li></ul>
	С	<ul><li>・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。</li><li>・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする 修繕が必要な状態。</li><li>・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な 状態。</li></ul>
劣化	D	<ul><li>・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。</li><li>・施設の耐久性に影響を与えている状態。</li><li>・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。</li><li>・法令点検で不適格の状態。</li></ul>



【施設管理の	)基本的な方針】
役 割 機 能 重要性	テニスコート利用者の更衣室及び休憩室として機能している。
管理方針	現在の機能を有したまま維持管理し、目標使用年数まで使用する。 長寿命化 施設の役割や機能が損なわれないように計画的な修繕を実施し、長寿命化を 図る。
方針の考え方	平成11年度に建設した当該施設は、これまでの維持管理及び修繕によって、施設の運営に支障をきたすような著しい劣化や破損等は見受けられず、概ね良好な状態を保っている。このため、法定耐用年数を迎えた際の改築費用4,918千円と、使用目標年数まで施設を使用するために想定される劣化対策等費用1,500千円の比較により、長寿命化対策を行い、目標使用年数まで使用することとした。  【長寿命化対策に係る優先事項】  今後懸念される各部位・部材の劣化対策については、令和9年度以後、に屋根・外壁塗装などを実施予定。
法定耐用年	数 15 年(平成 26 年度まで) 目標使用年数 40 年(令和 21 年度まで)
計画期間	23 年 ( 平成 29 年度から 令和 21 年度まで )
期間設定	適切な維持管理及び劣化対策を実施した場合、法定耐用年数から25年度程度は長寿命化が可能と考えられる。

※(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」及び(財)建築保全センター「建築物

のライフサイクルコスト」等を参酌した。

#### 【工事履歴・計画】

【工事履歴・		柳奈克 (子口)	III <b>-1</b> 7
対策時期	対策内容	概算額(千円)	備考
令和9年度 (2027)	屋根・外壁塗装	1,500	部位・部材の修繕周期(15年)に 伴う劣化対策
	合 計	1,500	

## ※経費状況における注意事項

- ・管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上と なっています。
- ・管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。